

Title	刑事訴訟法一九七条一項但書の構造について
Author(s)	松田,岳士
Citation	阪大法学. 2020, 70(3-4), p. 99-117
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87305
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

刑事訴訟法一九七条一項但書の構造について

松 田 岳 士:

はじめに

れてきた。 処分」の定義、あるいは、強制処分(強制捜査)と任意処分(任意捜査)の区別の基準を中心に議論が積み重ねら 合でなければ、これをすることができない」と定める。この規定の解釈をめぐっては、従来、主として、「強制 (1) 刑事訴訟法 (以下、「刑訴法」という) 一九七条一項但書は、「強制の処分は、この法律に特別の定のある場

成二九年三月一五日刑集七一巻三号一三頁において、いわゆる「GPS捜査」、すなわち、「車両に使用者らの承諾 示しつつ、「刑訴法一九七条一項ただし書の『この法律に特別の定のある場合』に当たるとして同法が規定する令 なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査」について、比較的詳細な理由を の判例との関係で、強制採尿、電話傍受等をめぐって散発的に行われるにとどまっていたが、最高裁が、最大判平 「この法律に特別の定〔が〕ある」か否かについても検討する必要がある。従来、この点についての検討は、 他方、同規定に照らして捜査行為の許容性ないし適法性を判断するためには、「強制の処分」該当性に加えて、 個別 [2020.11] 70 · 4-99)

状を発付することには疑義がある」と判示して以降、その一般的な判断基準やそれを導くための理論的検討の必要

性が意識されつつあるものと考えられる。

間に認められる関係、 これに対して、この「強制の処分」該当性と「この法律に特別の定のある場合」への該当性という二つの問題の あるいは、これらの各問題に、刑訴法一九七条一項但書に照らしての捜査行為の許容性ない

し適法性の判断においていかなる意義が認められるのかについては、これまで、正面から論じられることはなかっ

別の定のある場合」への該当性判断と同視するかのような見解が提示されるに至っている。 による『自己決定』を禁止してきたもの」として理解すべきであるとし、「強制の処分」該当性を、「この法律に特に

されている処分群の総称」であるとしたり、あるいは、「現時点まで議会が『排他的に』カタログ化し、他の機関されている処分群の総称」であるとしたり、あるいは、「現時点まで議会が『排他的に』カタログ化し、他の機関

ところで、最近では、刑訴法一九七条一項但書にいう「強制の処分」を、「この法律に強制処分として規定

70 (3

4-100

(2)

だとすると、 別の定のある場合でなければ、これをすることができない」旨定めるものであることになるものと考えられ、そう しかし、これらの見解によれば、同規定は、つまるところ、「この法律に特別の定のある処分は、この法律に特 ---「この法律に特別の定のある」処分が行われるときは、その定義上、常に「この法律に特別の定

で、無意味な規範を定めるものであるということになってしまうであろう。 このように、これらの「強制の処分」の定義は、刑訴法一九七条一項但書の規範的意義を失わせるものであると

[が]ある」ことになる以上――この規定は、それに対する違反が論理的に想定しえないことを禁ずるという意味

に至った背景には、講学上、「強制処分」の語が、文脈に応じて、「事実上、強制的に行われるまたは行われた具体 いう意味において、およそその解釈論としての体を成していないように思われるが、このような見解が提示される

> 498 [2020.11]

4

中川孝博「裸の強制処分法定主義

係に立つのかという問題についての検討が、これまでほとんどなされてこなかったという事情の存在を指摘するこ 加え、「強制の処分」 的処分」と「法律上、 ないし適法性の判断にとっていかなる意味をもつのか、そして、それが、「特別の定」の有無の判断といかなる関 該当性の判断が、 強制的に行うことが許されている処分(類型)」という二つの意義で用いられてきたことに 捜査機関による特定の処分の刑訴法一九七条一項但書に照らしての許容性

否を判断するにあたって果たす役割について、改めて考察してみることにしたい。 および「この法律に特別の定のある場合」という文言が、それぞれ、 (3) そこで、本稿においては、これらの見解を批判的に検討しつつ、刑訴法一九七条一項但 同規定に照らしての捜査行為の許否ないし適 書の 「強制 0 `処分」

とができるように思われる。

1 「強制の処分」概念に関する最近の解釈論を批判的に検討するものとして、松田岳士 「強制処分概念をめぐる最近の

2 (法曹会、二〇二〇年) 五五頁以下参照 最高裁平成二九年大法廷判決に関する伊藤雅人=石田寿一「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇

(平成二九年度)

議論について」阪大法学六七巻六号(二〇一八年)三三頁以下。

- 3 この問題については、 松田岳士『刑事手続の基本問題』(成文堂、二〇一〇年)二三七頁以下も参照
- 5 斎藤司「『議会の自己決定権』と『法律の留保原則』そして『強制処分法定主義』 の意義」犯罪と刑罰二九号(二〇

---刑事訴訟法一九七条一項の解釈試論」犯罪と刑罰二九号(二〇二〇年)

二〇年)七〇頁。

「強制の処分」該当性と「特別の定」の有無の 関係

(1)

刑訴法

一九七条一項は、「捜査については、

その目的を達するため必要な取調をすることができる」とした

(阪大法学) 70 (3・4-101) 499 (2020.11)

上で、「但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない」と定める。

[2020.11]

とができるが、そのような「取調」であっても、とくに「強制の処分」に該当する場合は、「この法律」、すなわち、 この本文=但書構造を踏まえると、同規定は、捜査機関は、「捜査……の目的を達するため必要な取調」をするこ

刑訴法に、それに関する「特別の定」がなければこれをすることができないという趣旨に解することができる すなわち、刑訴法一九七条一項全体の文脈におきなおしてみるとき、同条項の――本文は「強制の処分」である

主義」は、「強制の処分」に該当する行為にのみ適用される規定であることを改めて確認することができる。 ところで、従来、刑訴法一九七条一項但書の解釈をめぐっては、主として、「強制の処分」該当性、あるい

とそれ以外の「任意処分」であるとを問わず、すべての捜査行為に適用されるのに対して――但書が定める「法定

 $(3 \cdot 4 - 102)$

(阪大法学) 70

500

但書構造の中におきなおしてみると、この「強制の処分」該当性は、同項但書が定める「法定主義」に照らしての は、強制処分 (強制捜査)と任意処分(任意捜査) の区別の判断基準が論じられてきたが、改めて同規定の本文=

規範が適用されるか否かの判断基準であるということが確認できる。 捜査行為の許容性ないし適法性それ自体の判断基準ではなく、むしろ、その前提問題としての、当該捜査行為に同

「この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない」ことになるが、「強制の処分」に該当 すなわち、捜査機関による具体的行為が「強制の処分」に該当するのであれば、但書の「法定主義」が適用され、

も本文によってそれを行うことが許容されることになるのである。 しない――すなわち、「任意処分」に該当する――場合には、但書は適用されず、「この法律に特別の定」がなくて

法とされるか否かの判断基準は何処に求められるか。それは、その「強制の処分」について、「この法律に特別の 刑訴法一九七条一項但書に照らして(「強制の処分」に該当する) 捜査行為が許容されるか否かないし適 性は、

(3)

ところが、

同規定の

強制の処分」を、「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」であるとする見解や、「現

定のある場合」に当たるか否か、 れるというべきであろう。 いいかえれば、 刑訴法に当該処分を許容する「根拠規定」があるか否かに求

すなわち、そのような「特別の定」がない場合には、 行ったとすれば刑訴法一九七条一項但書違反となる。これに対して、「特別の定」がある場合には、 捜査機関は当該「強制の処分」を行うことが許されず、 ま

「強制処分法定主義」との関係では、当該行為を行うことが許されないわけではなく、それを行った場合にも、

続に従わずに当該行為を行うことは許されず、また、同要件・手続に対する違反があった場合には、 同規範違反は認められない。 「違法」と評価されることになるが、その「違法」の内容は、 もちろん、後者の場合であっても、 刑訴法一九七条一項但書違反ではなく、 捜査機関がその「特別の定」が規定する要件・手 その行為は

手続を規定する「特別の定」自体に対する違反に求められることになろう。 そして、このように、「強制の処分」該当性は、

捜査機関の具体的な行為が、 捜査機関による具体的な行為に、 同規範に照らして許容されるか否か、 刑訴法一九七条 あるいは、 「強制 項但 適**、** 法、 0 501 (2020.11)

「法定主義」が適用されるか否かの判断基準としての意味をもつのに対して、「特別の定」の有無は、 ――同規定に照らしての捜査行為の許容性ないし適法

とされるか否かの判断基準として位置づけられるとすると、 律に特別の定のある」処分という意味に解すべきだとするかのような見解が提示されるに至っている。 分」に該当するものとされた) 特別の定」の有無の前提問題として、それとは独立して行われうるものでなければならないというべきであろう。 同規定が当該行為に適用される場合にのみ問題となる以上―― 最近では、この二つの問題を同視し、 刑訴法一九七条一項但書にいう「強制の処分」を「この法 「強制の処分」該当性判断は、 それに関する すなわち $70 (3 \cdot 4 - 103)$

時点まで議会が 『排他的に』カタログ化し、他の機関による『自己決定』を禁止してきたものが『強制の処分』で

ある」と説く見解がそれである。 これらの見解が、刑訴法一九七条一項但書に照らしての捜査行為の適法性ないし許容性判断において、「強制の

行うなど『特別の定』にそわないふるまいを禁止する行為規範として純化する」ことが主張されていることからも は個々の 行えるため、『強制の処分』といえるかどうかを判断することができる」とされ、また、「強制処分の内容について その「強制の処分」の定義からも明らかであるが、とくに前者の見解において、「『強制の処分』における 処分」該当性の問題と「この法律に特別の定のある場合」への該当性の問題を実質的に同視するものであることは、 の意味を具体的に明らかにしない解釈をとったとしても、当該処分の定義等は個々の『特別の定』の解釈によって 『特別の定』の解釈に委ねることによって一九七条一項但書に課せられてきた負担を軽減し、 類推解釈を

されるべき問題であるとすれば、 自体の判断基準である「この法律に特別の定〔が〕ある」か否かが問題とされる前提として、それとは独立に検討 一項但書が定める「法定主義」が適用されるか否かの判断基準であって、同規範に照らしての許容性ないし適法性 しかしながら、上述のとおり、「強制の処分」該当性は、捜査機関による特定の行為について、刑訴法一九七条 両者を同視することはできないというべきである

確認できよう。

することができない」旨定めるものということになるが、これは、まさしく、同規定を「無意味化するもの」とい(⑴ 刑訴法一九七条一項は、「この法律に特別の定のある処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを 仮に両者を同視し、「強制の処分」が「この法律に特別の定のある処分」を意味するものであるとすると、

うべきであろう。

502 (2020.11) 70 $(3 \cdot 4 - 104)$

範としての意義を見出すことはできないものと考えられるからである。 なるが、そのような論理的に――したがって、事実上も――ありえない行為を敢えて禁止する規定に、そもそも規 はずであるから、この理解によれば、同規定は、それに対する違反がおよそ想定できない規定であるということに なぜなら、「この法律に特別の定のある」処分については、その定義上、常に「この法律に特別の定〔が〕

とする見解は、このような解釈によっても不都合が生じることはないとし、その理由として、この定義の下では、 文規定があるか否かを探り、あれば規定される要件に従って処分を行い、なければ強制処分として当該処分を行う -強制か任意かが争われるような事案」における(捜査行為の許容性の)「判断過程」が、「当該処分を許容する明 ところが、「強制の処分」を「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」と解すべきである

ことを断念することになる」というかたちで行われるためであると主張する。(ユヌ) 前に、「当該処分を許容する明文規定があるか否かを探」す必要も最初からないはずである。そうであるとすると、 文規定」がないという事態は生じえず、したがって、「当該処分を行うことを断念すること」はもちろん、それ以 れば、その定義上、それは、「この法律に強制処分として規定されている」のであるから、「当該処分を許容する明 しかしながら、「強制の処分」が、「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」を意味するのであ

うことになろう。 要件に従って処分を行い、なければ強制処分として当該処分を行うことを断念することになる」というその 同見解による「強制の処分」の定義と捜査行為の許容性の「判断過程」との間には齟齬ないし自己矛盾があるとい また、仮にこの点をさておくとしても、「当該処分を許容する明文規定があるか否かを探り、 あれば規定される

過程」自体からも、特定の捜査行為の刑訴法一九七条一項但書に照らしての許容性ないし適法性を判断するにあた

ā大法学)70(3·4-105)503〔2020.11〕

り、重大な「不都合が生じる」ことになるものと思われる。

なぜなら、この「判断過程」においては、「当該処分を許容する明文規定」がない場合には、捜査機関は、「強制、

処分として当該処分を行うことを断念することになる(傍点引用者)」のであるから、「当該処分を行うことを断念い、、、

する」べきか否かは、結局のところ、それが「強制処分として」行われるか否かに依存することになるものと考え られるところ、同見解は、「『強制の処分』における『強制』の意味を明らかにしない解釈をと」り、その判断基準

を示さないからである。

なった事案」においては、「逮捕・勾留されていない被疑者の取調を強制処分として認める規定はないと解されて 実際、同見解は、いわゆる高輪グリーンマンション事件におけるような「宿泊を伴う長期間の取調べが問題と(ほ)

それが「強制処分として」行われるか否かに依存することになるはずであるが、同見解は、その「『強制』の意味 いるため、強制処分として行うことはできない」とする。そうであるとすると、結局、その取調ができるか否かは、(ધ)

を明らかにしない」のである。

る要求を満たさないため、行えない」とする。しかし、仮にこのような「写真撮影」が「検証」に当たる理由が、 そのものとして、または検証の際に『必要な処分』として行うものであるが、令状がないなど二一八条等が要求す また、同見解は、京都府学連事件におけるような「公道上をデモ行進中の被疑者ら」の「写真撮影」は、「検証

その一般的定義にあてはまることに求められるとすれば、たとえば、(人のいない)公道それ自体の写真撮影もこ れに該当することになるが、このような行為が「強制の処分」に該当するというのは無理があろう。 「一定の場所、物、人の身体につき、その存在や形状、状態、性質等を五官の作用によって認識する行為」という

もっとも、同見解は、他方で、「強制処分として行えない処分については、一九七条一項本文に基づき、任意処

、 大法学)70(3・4-106)504〔2020.11〕 同規定の

「解釈論」としての体を成していないといわざるを得ないように思われる。

場合にも、「対象者の自由意思による」処分――あるいは、 分として許される」とし、「任意か否かは、 対象者の自由意思によるものか否かで判断される」とするから、この(20) 公道自体の写真撮影のように、「対象者の自由意思」を

問題とする必要のない処分――であれば許されるということになるのかもしれない。

ことになろうが、このことは、「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」という同見解による ·強制の処分」の定義との間に齟齬をきたすことになろう。なぜなら、特定の捜査行為が、「対象者の自· しかし、そうであるとすれば、 結局のところ、 「強制処分」は「対象者の自由意思によらない」処分を意味 由 『意思に

(5)このように、 刑訴法一九七条一項但書にいう「強制の処分」を「この法律に特別の定のある」 処分の意義に

性質および内容を異にする概念だというべきだからである。

よるものか否か」は、「この法律に強制処分として規定されている」

か否かとは別問題なのであって、

両者はその

の刑訴法一九七条一項に照らしての許容性ないし適法性の判断基準を何ら示すものではないという意味におい 法一九七条一項但書から規範としての存在意義を失わせるものであるか、あるいは、それ自体、 解すべきことを主張する見解については、「強制の処分」該当性と「特別の定」の有無という問題を混同し、 具体的な捜査行為 刑訴

うにあたっての 九七条一 「耐え難い不都合」を回避するためには、「この法律に特別の定のある場合」の意義とは別 項但書を規範として「無意味化」せず、 同規定による捜査行為の許容性ない し適法性判 |断を行

『強制の処分』における 『強制』の意味を具体的に明らかに」する必要があるというべきである。

6 反ではなく、令状主義 「捜索」 (刑訴法二一八条)違反が認められることになろう。 に該当する行為が無令状で行われた場合には、 強制処分法定主義 なお、この点については、 (刑訴法一九七条一 刑訴法一九七条一

(阪大法学) 70 (3・4-107) 505 [2020.11]

項但書を、「既成の強制処分は各々の規定のとおり法定の令状主義に従う」という意味に解する見解もあるが 『刑事訴訟法』(有斐閣、 新版、 一九九六年)七二頁)、同見解の下では、(令状主義を定める)「特別の定」違反と刑訴法 (田宮裕

- 九七条一項違反が重なり合い、 後者に独自の意義は認められないことになるという問題が指摘される。
- 8 (5) 七〇頁。

7

中川・前掲注(4)一四頁

9 中川・前掲注(4)一七、二一頁。

10 に』カタログ化し、他の機関による『自己決定』を禁止してきた」処分を意味するとすれば、刑訴法一九七条一項但書は 「強制の処分」が、「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」または「現時点までに議会が

ような文字列に規範的意義を認めることは困難であろう。 は、「この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない」旨定める規定ということになるが、この

中川・前掲注(4)二〇頁は、同見解について、「これまでの学界の営みを無にし、一九七条一項但書を無意味化す

11

るものであるという批判が予想される」とするが、そのような批判は、論者が「予想」していないかたちで妥当すること

〈12〉 なお、中川・前掲注(4)一四頁は、「強制ノ処分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス」と定めて 変わりはないからである。 称」するものであったというが、 いた旧刑訴法二五四条一項但書における「強制ノ処分」も「法典の中に強制処分として規定しているさまざまな処分を総 疑問である。なぜなら、そのような理解の下では、同規定も「無意味化される」ことに

13 中川・前掲注(4)一八頁。

14 これを「耐え難い不都合(中川・前掲注(4)二〇頁)」といわずして何というべきであろうか。しかも、この見解 「特別の定」の有無についての一般的な判断基準を示すわけでもないのである。

中川 ・前掲注(4)一八頁

最決昭和五九年二月二九日刑集三八卷三号四七九頁。

15

「この法律に強制処分として規定されている処分」または「現時点までに議会が『排他的に』カタログ化してきた」処分 [2020.11] 70 (3 · 4-108) 506

は明

までをも意味するわけではない。

ある。

実際、

刑訴法は、

取調

べ、

- 17 最大判昭和四四年一二月二四日刑集二三卷一二号一六二五頁。
- 18 には該当するが、 中川 ・前掲注(4)一九頁。なお、この文章の意味自体、必ずしも明らかではない。当該写真撮影は 「特別の定」はあるため刑訴法一九七条一項但書違反ではなく、その「特別の定」の内容たる令状主義 「強制の処分」
- 19 字藤崇 = 松田岳士 = 堀江慎司 『刑事訴訟法』 (有斐閣、 第二版、二〇一八年) 一四七頁 [堀江慎司]。

等に対する違反が認められるという趣旨か

·川·前掲注(4)二〇頁

「強制処分」の二つの用法

法性自体の判断基準として、同規定の適用の有無の判断基準である「強制の処分」に該当するか否かという問題と し適法性を判断するにあたっては、「この法律に特別の定 (1)·確に区別されなければならないが、このことは、もちろん、前者が「強制」の概念と無関係であるということ 前節において確認したとおり、 刑訴法一九七条一項但書に照らして捜査機関による特定の行為の許容性ない 〔が〕ある」か否かという問題は、その許容性ない

型について、 について「法律の根拠規定がある」ことを意味するとすれば、 なぜなら、 捜査機関がそれを「強制的に」行うことを許容する趣旨の規定でなければならないと解されるからで その「特別の定」は、 当該処分が当てはまる行為類

類型化した上でこれに関する「定」をおいているものと解されるが、そのような規定のなかには、一九八条一項但 刑訴法一九七条一項但書にいう「この法律に特別の定のある」との文言が、具体的な「強制の処分」 逮捕、 勾留、 搜索、 押収、 検証というように、 その目的 内容に着目 して捜査行為を (阪大法学)

[2020.11] $70 (3 \cdot 4 - 109)$ 507

書のように、 当該行為が「強制的に」――すなわち、 相手方の意思にかかわらず、あるいは、意思に反してでも

「定」が置かれているとしても、そのことだけでは当然に「強制の処分」の「根拠規定」となるとは限らないので 行われることをむしろ許容しない趣旨に解されるものもある。すなわち、一定類型の処分について刑訴法に

行うことを許容する趣旨のものであるかを確認する必要があるものと考えられるのである。 「定」が 「強制の処分」の「根拠規定」であるというには、 同規定が当該類型の処分を 「強制的に

508

(2020.11)

法性)を決定づける規範としての刑訴法一九七条一項但書の適用対象となる処分を意味するものであるとすれば ぜなら、前節において確認したとおり、「強制の処分」が、捜査機関による具体的な捜査行為の許容性 (ないし適

(類型)」を意味することになるが、これは、「強制の処分」と同義ではないことに気をつけなければならない。

70

 $(3 \cdot 4 - 110)$

このことからすれば、「この法律に特別の定のある」処分とは、「法律上、強制的に行うことが許される処分

両者の間には、この点において、実質的な差異があるものと解されるからである。 それは、捜査機関により「事実上、強制的に行われる(または行われた)具体的処分」を意味するものと解され

ところで、講学上、「強制処分」の語は、その文脈に応じて、この双方の意義に、すなわち、「事実上、

強制的に

処分 方の意義が含まれているものと考えられる。 た具体的処分」としての「逮捕」と、「法律上、 強制処分である」と定義されることがあるが、この定義には、おそらく「事実上、 行われるまたは行われた具体的処分」を意味するものとしてだけでなく、「法律上、強制的に行うことが許される (類型)」を意味するものとしても用いられてきた。たとえば、「逮捕」は、「被疑者を比較的短時間拘束する 強制的に行うことが許される処分 (類型)」としての「逮捕」の双 強制的に行われるまたは行われ

このことからすれば、「強制の処分」と「この法律に特別の定のある」処分が、それぞれ、「事実上、強制的に行

両者はともに「強制処分」と呼ばれうるものなのであって、ことさらその差異を強調しなくてもよいように思われ われるまたは行われた具体的処分」と「法律上、 強制的に行うことが許される処分 (類型)」を意味するとしても、

るかもしれない

意義をもつことになるものと考えられるからである。 ぜなら、同規定にいう「これ」は、「強制の処分」を指示するものと解されるところ、それは、「することができな を許容する特別の規定が置かれている場合」を意味するものと解されるのであって、また、そう解することによっ の意義に解される一方、「この法律に特別の定のある場合」とは、前述のとおり、「刑事訴訟法に強制的に行うこと い」という述語に対応する主語であるから、 しかしながら、 同規定は、 刑訴法一九七条 捜査機関による具体的な行為についての許容性ないし適法性の要件を定める規範としての 一項但書の解釈に当たっては、 捜査機関により「事実上(実際に)、強制的に行われる具体的処分」 両者は明確に区別して論じなければならない。

うことが許される処分 た」処分として定義する見解は、まさしくその定義において、同規定の「強制の処分」を、「法律上、 群の総称」、あるいは、「現時点まで議会が『排他的に』カタログ化し、他の機関による『自己決定』を禁止してき (3) ところが、 刑訴法一九七条一項但書の「強制の処分」を、「この法律に強制処分として規定されてい (類型)」の意味に理解すべきであると説くものとなってしまっている。 強制的に行 る処分

げるが、ここでは、「各則に規定」される「個々の強制処分」が、刑訴法一九七条一項但書の「強制の処分」の(※)

のような定義を採用する根拠の一つとして、「立法者は、『強制の処分』という上位概念をまず構築し、

かを規定したあと、

実際、「強制の処分」を、「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」として定義する見解は、 下位概念である個々の強制処分を各論的に規定していくという構成を考えていない」ことを挙 総則的に何 70 (3 · 4-111) 509 (2020.11)

他方、「強制の処分」を、「現時点まで議会が『排他的に』カタログ化し、他の機関による『自己決定』を禁止し

質的な侵害・制約を伴うと判定された処分は、『強制の処分』として特に刑事手続の基本法である刑事訴訟法にお てきた」処分として定義する見解は、強制処分法定主義の下では、「通説的な理解の下で、重要な権利・利益の実

を「法律上、強制的に行うことが許される処分(類型)」の意義に解するものであるように思われる。なぜなら、

いてカタログ化される(傍点引用者)」とする命題に依拠するものと考えられるが、この命題自体、「強制の処分」

ここに「強制の処分」として「刑事訴訟法においてカタログ化される」とは、具体的処分が「事実上、 強制的に行

しかしながら、上述のとおり、刑訴法一九七条一項但書に、具体的な捜査行為の許容性(ないし適法性

断の標準となる規範としての意義を認めるためには、「強制の処分」は、「事実上、強制的に行われる(または行わ

れた)具体的処分」の意義に解すべきであって、「法律上、強制的に行われることが許される処分(類型)」という

意味の「強制処分」と混同すべきではない。

の意義に解する点において、二つの意義の「強制処分」を混同しており、そのために、同規定を「無意味化」する あるいは、「刑事訴訟法において」強制的に行われることが許されるものとして「カタログ化」された処分(類型 これらの見解は、「強制の処分」を、「各則に規定」される「個々の強制処分」類型の「上位概念」として捉え、

ものとなっているといわざるをえないように思われる。

21 最決昭和五一年三月一六日刑集三〇巻二号一八七頁

われる」ことではなく、一定類型の処分が「法律上、強制的に行うことが許される」ことを意味するものと解され (阪大法学) 70 510 (2020.11) $(3 \cdot 4 - 112)$

- 22 19 六七頁。
- 23 中川 ・前掲注 4 一四頁。
- 24 バシー保護 緑大輔 「最高裁判例と強制処分法定主義、 -位置情報取得捜査に対する規制を考える』(現代人文社、二〇一八年)一九九頁以下。 令状主義. ――一九七六年と二〇一七年」指宿信編著『GPS捜査とプライ
- 25 斎藤・前掲注 (5) 六六頁。
- ログ化される」とは限らないという意味でも、この命題は妥当性を欠くというべきであろう。 また、後述のように (四②)、刑訴法一九七条一項但書は、強制処分に関する「法定」を 「重要な権利・利益の実質的な侵害・制約を伴うと判定された処分」が、つねに 「刑事訴訟法においてカタ (国会に) 要求するもので

匹

(1)

以上、

本稿において検討してきたところからは、

刑訴法一九七条一項但書にいう「強制の処分」該当性とは、

お わりに

捜査機関による具体的な行為について、同規定が適用されるか否かの判断基準として、それが、事実上(実際に)、 か否か 定のある場合」に当たるか否かは、 一強制 的に の判断基準として、 行われる否か、あるいは、 同行為が当てはまる一定の処分類型について、 当該捜査行為が同規定に照らして許容されるか否か、あるいは、 行われたか否かを問題とするものであるのに対して、「この法律に特別の 法律上、「強制的に」行うことが許容さ 適法とされる

れるか否かを問題とするものと解すべきであることが確認された。 ·強制の処分」を「この法律に強制処分として規定されている処分群の総称」、あるいは、「現時点まで議会が 的に カタログ化し、 他の機関による『自己決定』を禁止してきた」処分の意義に解すべきことを主張する (阪大法学) 70

最近の見解は、

区別されるべきこの二つの問題を混同した結果、

刑訴法一九七条一項但書を規範として「無意味

他

511 $(3 \cdot 4 - 113)$ (2020.11)

化」するものであって、同規定の解釈論としての妥当性を認めがたいというべきである。

言は捜査機関による類推解釈の禁止という意味を持つ」としたり、行政機関や司法府による「カタログ化され(宮) 別に規定された強制処分しか行ってはならないという行為規範として捉え」、したがって、「特別の定」という「文 これらの見解が、刑訴法一九七条一項但書が定める「法定主義」を、捜査機関に対する、「法律に特

の処分』についての『自己決定』」、すなわち、「『対象者に不利益な類推適用』(本質的領域に関する行政機 512 (2020.11) $(3 \cdot 4 - 114)$

とを強調していることからすれば、その主眼は、おそらく、——具体的な捜査行為の「強制の処分」該当性の判断 関・司法府による『自己決定』)や一般条項(刑訴法一九七条一項本文)の活用」を禁止する趣旨に理解すべきこ

70

断すべきか について、刑訴法に「根拠規定」があるか否か、法定の「処分類型」に当てはまるか否かを、 の法律に特別の定のある場合」の解釈論であって、その該当性判断の一般的基準 仮にそうであるとすれば、これらの見解が展開すべきであったのは、「強制の処分」の「解釈論」ではなく、 「この法律に特別の定のある場合」への該当性判断を厳格化することにおかれているものと解される。 -の提示を目指すべきであったというべきであるが、いずれの見解においても、 ---すなわち、具体的な捜査行為 この問題については いかなる観点から判

(2)ところで、これらの見解が、「この法律に特別の定のある場合」の意義をことさら重視する背景には、

面から論じられていない。この点において、これらの見解には、その内容と問題関心の間に齟齬があるといわざ(30)

るをえないように思われる。

はなく、 法一九七条一項但書を、捜査機関による具体的な「強制処分」の許容性ないし適法性の要件を定めるものとしてで むしろ、 「強制処分」に関する「法定」それ自体を要請し、 あるいは「法定」のあり方を定める趣旨の規

定として捉える最近の議論の影響があるように思われる。

とを要求したもの」として理解するなど、 制約の度合いについて閾値を超えるものについて『強制処分』と呼び、基本法典たる刑事訴訟法典に列挙すべきこ 刑事訴訟法典に集約してリスト化」し、「規律密度を類型的に引き上げる」ことを要求するもの、 すなわち、 最近では、 強制処分法定主義を、「特に 同規範を、 『強制の処分』に該当する場合には、 ---捜査機関に、 「法定」 の根拠規定のない 基本法典の一つである あるい 強制処分」を 「権利

体を要請する規範として捉える傾向がみられるのである。 行うことを禁止する旨の規範としてではなく―― -立法機関に、「強制処分」についての一定内容の 「法定」それ自

らによれば、 件では十分に制御できないと考える場合」に、 方を定めるものとみるだけでなく、さらには、裁判所が、「強制処分に該当する処分」について「既存の手続や要図) また、これらの議論のなかには、 刑訴法一九七条一項但書を、「規律密度」をはじめとするその「法定」 国会に「立法的措置を促す」ための規定とみるものまである。 0) あ n

あるように思われる。 司法と立法の間に特別な関係を構築する意義をもつ規範ということになろう。 かしながら、 同規定は、 これらの見解は、少なくとも刑訴法一九七条一項但書の解釈論としては無理があるというべきで なぜなら、 捜査機関による「強制の処分」について、立法による規制の仕方を定めるにとどまらず、 同規定は、 捜査法の一環として、基本的に捜査機関を名宛人とし、「強制の処分

上のものではないというべきだからである。 は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない」旨定めるものなのであって、それ以 刑訴法一九七条一項但書の解釈論を展開するにあたっては、 同項本文との関係も考慮に入れつつ、 「強制の

処分」 (3)の文言ないし語義のみならず、 規定全体の文言ないし意義についても、 改めて確認しておく必要があるよう

に思われる。

(阪大法学) 70 (3・4-115) 513 [2020.11]

- (27) 中川・前掲注(4) 一五頁。
- (28) 斎藤·前掲注(5)七〇頁
- 29 処分が定義づけられるべきことが説かれる」とする。しかし、私見は、処分の「目的」と「内容」を、「強制の処分」を 法定主義」犯罪と刑罰二九号(二〇二〇年)八三頁は、この私見においては、「捜査活動の この点を指摘するものとして、松田・前掲注(3)二三七頁以下参照。なお、山田哲史「法律の留保原則と強制処分 『目的』と『内容』
- らは逆に、論者がこの二つの問題を混同していることがうかがわれる。 定義づけるものとしてではなく、「特別の定のある場合」への該当性判断の基準として挙げているのである。この誤解か
- 話傍受等をめぐって指摘されてきたところである。いずれにしても、検討が必要とされるのは、「特別の定のある場合 と思われる」とするが、「特別の定」の厳格な解釈の必要性は、実質的には、GPS捜査以前から、すでに強制採尿、 中川・前掲注(4)一五頁は、「『特別の定』という文言に重要な意義があると考える論者は従来ほとんどいなかった
- 31 、の該当性判断の一般的基準であろう。 緑大輔「捜査法における明文規定の必要性とその規律の密度」犯罪と刑罰二九号(二〇二〇年)三八頁。
- 32 33 訟法の立法者が特に根拠規定が必要と判断した措置について法律の規定を置かせるという、立法者を嚮導する性格をはじ 法定主義は、「任意捜査の範疇を超える『強制の処分』について、刑事訴訟法上の規定を要求するという構造を持ってい る」とし、「一方では刑事訴訟法本体に強制処分を書き込ませることによって通覧性を高めるとともに、他方では刑事訴 そのほか、原田大樹「行政法学から見た強制処分法定主義」犯罪と刑罰二九号(二〇二〇年)一〇五頁も、 山田・前掲注 29 八九頁
- 34 性や規制の内容に見合ったかたちで行わざるをえないものと考えられるし、 「処分の定義についてだけみても顕著な差がある」と指摘する。しかし、捜査行為の類型化は、 この点に関連して、中川・前掲注(4)二三頁は、「現行法令の強制処分に関する規定の密度はばらばらに過ぎ」、 いずれにしても、 基本的には立法者の合理的 結局のところ、その問題
- 35 緑・前掲注 (31) 三三頁。類似の見解として、強制処分法定主義を、 裁判所が国会に、「十分な統制を受けていない

な裁量に委ねられるものというべきであろう。

めから内包しているようにも見える」としている。

(阪大法学) 70 (3・4-116) 514 [2020.11]

した結果、

その文言を無視ないし軽視し」ている旨、 利益侵害説という」『有力説』の

あるいは、

「実質的には、

同規定の文言それ自体ではなく、

あろう。

[重要な権

利

『解釈論』となってしまっている」旨指摘していることからも明らかで

摘される(松田・前掲注(1)三三頁以下参照)。 文堂、二〇一七年)二九九頁があるが、 とができる規定」とみる稻谷龍彦 ために民主主義に重大な危険を生じさせる捜査手法の最適な統制方法を、 『刑事手続におけるプライバシー保護 同見解による刑訴法一九七条一項但書の解釈論には、 民主主義的熟議を通じて考案するよう求めるこ 熟議による適正手続の実現を目指して』 いくつかの根本的問題が指

外国の議論に依拠しつつ導き出した― あって、 者)」として論難する。しかしながら、 された論者たちの見解に対し、 想定していたかー がある」とする点について、 構成するにすぎない捜査機関による「強制の処分」についてのみ認められると解するのは、 最初から「考慮の外に置」き、それと「無関係に論」じている点において、不当に はっきりしない以上、 一論点のいたずらな拡散を避け、 か。松田岳士 なお、 実質的にも、 単に「語義に合わない」こと(だけ)ではない。このことは、 松田・前掲注(1)三三頁以下が、「規律密度」論、 「『熟議による適正手続』 司法と立法の間にそのような特別な関係を構築する意義が、 ·ははっきりせず、 目的論的解釈を施さねば立ち行かないと考えるのは自然であ」り、「そのような意識のもとに提唱 中川・前掲注(4)一三頁は、「現行刑事訴訟法を制定した者が 議論を収斂していくためにも、 かつ、憲法三一条における『自由』という文言をどのような意味で用いたのかも 私見がこれらの見解について問題としたのは、「強制の処分」の文言ないし語義 -自己の主張を、 論について(二・完)」阪大法学六八巻四号(二〇一八年)一三頁以下も参照。 刑訴法一九七条一項但書の 「議会の自己決定義務」論、 『強制の処分』の文言ないし語義の解釈に回帰する必要 拙稿が、これらの見解について、「行政法ないし とくに刑事司法作 『解釈論』の名を借りて展開しようと 「軽視ないし無視」することなので 「制度的差止」論を批判 無理があるというべきでは 『強制の処分』として何を 用 0 しかもその一